

令和4年度天草市社会福祉法人指導監査結果 【法人運営】

| 項目       | 指摘事項                                                                                                                             | 根拠<br>(指導監査ガイドラインの項目) | 改善状況 |     |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|------|-----|
|          |                                                                                                                                  |                       | 通知法人 | 改善済 |
| 評議員・評議員会 | 評議員として選任された者について「社会福祉法人の運営に必要な識見を有する者」として、定款及び評議員の選任に関する規程に基づく適正な手続きによる選任がされていない                                                 | I-3-(1)-1             | 1    | 1   |
|          | 法令又は定款に定められた方法により評議員の選任が行われていない                                                                                                  |                       | 2    | 2   |
|          | 評議員の選任手続きにおいて、評議員候補者が欠格事由に該当しないこと、当該法人の各評議員若しくは各役員と特殊な関係にある者がいないこと又は暴力団等の反社会的勢力に属する者でないことについて、法人において確認がされていない                    | I-3-(1)-2             | 2    | 2   |
|          | 在任する評議員の人数が定款で定めた理事の員数及び在任する理事の人数を超えていない                                                                                         | I-3-(1)-3             | 1    | 1   |
|          | 評議員会の1週間前（又は定款に定めた期間）までに評議員に通知がなされていない                                                                                           | I-3-(2)-1             | 1    | 1   |
|          | 決議について、特別の利害関係を有する評議員がいるかを法人が確認していない                                                                                             | I-3-(2)-2             | 1    | 1   |
|          | 定款に議事録署名人に関する規定がある場合に、当該規定による署名又は記名押印がなされていない                                                                                    | I-3-(2)-3             | 1    | 1   |
| 理事       | 定款で定めた員数が選任されていない                                                                                                                | I-4-(1)-1             | 1    | 1   |
|          | 理事の選任手続きにおいて、理事候補者に対して欠格事由に該当しないこと、各理事と特殊な関係にある者が上限を超えて含まれていないか、暴力団等の反社会的勢力に属する者でないことを確認していない                                    | I-4-(3)-1             | 2    | 2   |
|          | 理事のうちに「社会福祉事業の経営に関する識見を有する者」又は「当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」として、評議員会の決議等について適正な手続きに基づいて選任された者がいない若しくは「施設の管理者」が一人も選任されていない | I-4-(3)-2             | 2    | 2   |
| 監事       | 監事の就任の意思表示があったことが就任承諾書等等により確認できない                                                                                                | I-5-(2)-1             | 1    | 1   |
|          | 監事の選任手続きの過程において、監事候補者が欠格事由に該当しないこと、理事又は職員を兼ねていないこと、各役員と特殊な関係にある者が含まれていないこと、暴力団員等の反社会的勢力の者が含まれていないことについて確認していない                   | I-5-(2)-2             | 2    | 2   |
|          | 監事のうちに「社会福祉事業について識見を有する者」又は「財務管理について識見を有する者」として評議員会の決議等適正な手続きにより選任された者がいない                                                       | I-5-(2)-3             | 1    | 1   |
|          | 理事会に2回以上続けて欠席した監事がいる                                                                                                             | I-5-(3)-1             | 2    | 2   |

|                                           |                                                                                            |           |    |    |
|-------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|----|----|
| 理 事 会                                     | 招集通知が省略された場合に、理事及び監事の全員の同意が確認できない                                                          | I-6-(1)-1 | 2  | 2  |
|                                           | 議案について、特別な利害関係を有する理事がいないことを法人が確認していない                                                      | I-6-(1)-2 | 1  | 1  |
|                                           | 理事長及び業務執行理事（選任されている場合）が、理事会において、3か月に1回以上（定款に定めがある場合には、毎会計年度に4か月超える間隔で2回以上）職務執行に関する報告をしていない | I-6-(1)-4 | 1  | 1  |
|                                           | 定款に議事録署名人に関する規定がある場合に、当該規定による署名又は記名押印がなされていない                                              | I-6-(2)-1 | 1  | 1  |
| その他                                       | 指導監査時点において、期限までに変更登記が行われておらず、かつ、変更登記の手続きが行われていない                                           | Ⅲ-4-(4)-3 | 1  | 1  |
| ○指導監査結果の「改善状況」は、法人から提出のあった報告書により確認したものです。 |                                                                                            |           | 26 | 26 |

令和4年度天草市社会福祉法人指導監査結果 【 経 理 】

| 項 目                                       | 指 摘 事 項                                                           | 根 拠<br>(指導監査ガイドラインの項目) | 改善状況 |     |
|-------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------|------------------------|------|-----|
|                                           |                                                                   |                        | 通知法人 | 改善済 |
| 会計管理                                      | 経理規程及びその細則等に定めるところにより事務処理が行われていない（小口現金の管理）                        | Ⅲ-3-(2)-1              | 1    | 1   |
|                                           | 予算書が作成されていない                                                      | Ⅲ-3-(3)-3              | 1    | 1   |
|                                           | 前回口頭指導が改善されていない（国庫補助金等特別積立金の積み立てが会計基準に則り行われていない（地方公共団体から譲渡された建物）） |                        | 1    | 1   |
| ○指導監査結果の「改善状況」は、法人から提出のあった報告書により確認したものです。 |                                                                   |                        | 3    | 3   |